

不利益処分個別票

所管局部課（担当）名 （電話番号）	教育委員会事務局 生涯学習部 生涯学習担当 (06-6539-3348)
処分課（担当）名	一般財団法人大阪教育文化振興財団・イオンディライト株式会社共同事業体（指定管理者）
処分の名称	大阪市立クラフトパークの入館制限
概要	施設を利用しようとする人に対して、入館を断り又は退館いただくことがあります。
根拠法令等 及び条項	大阪市立クラフトパーク条例（平成11年3月17日条例第38号）第9条 (https://www1.g-reiki.net/reiki37e/reiki.html)
処分基準	<p>次の各号のいずれかに該当する者に対しては、入館を断り又は退館いただくことがあります。</p> <ol style="list-style-type: none"> 他人に危害を及ぼし、又は迷惑となる行為をするおそれがある者 「迷惑」とは、当該行為が他の人に対して著しい不快感を与えたり、困惑させたりすることをいいます。 <ul style="list-style-type: none"> 非常に大きな音量を発する者 走り回ったり、球技をしたりして暴れる者 その他、他人に迷惑となる行為をする者 建物又は附属設備を損傷するおそれがある者 「損傷する」とは、物理的に物を破壊することのほか、物をその本来の目的に使用することができない状態にすることも含みます。 <ul style="list-style-type: none"> 不適切な取扱いにより附属設備などを損傷する者 旗竿などにより壁・照明設備などを損傷する者 塗料、薬品などにより展示、壁、床面を汚染又は損傷する者 他人に危害を及ぼし、若しくは他人に迷惑となる物品又は動物を携行する者 「危害」とは、人の生命、身体、財産を損ない又は損なうおそれがある状態にすることをいいます。 <ul style="list-style-type: none"> 刀剣、銃器、劇薬物などの危険物を持ち込む者 著しい悪臭、異臭を発する物品を持ち込む者 身体障害者補助犬を除く動物を携行する者 その他、他人に危害を及ぼし、又は他人に迷惑となる物品若しくは動物を携行する者 管理上必要な指示に従わない者 「管理上必要な指示」とは、使用者や付近住民等の生命、身体、財産の保護をはじめ、施設の維持・補修などの施設の管理上必要な指示をいいます。 <ul style="list-style-type: none"> 定員を超過することが予想され、消防法上危険な場合 入館者や施設周辺住民に危害が加えられる切迫した具体的な危険がある場合 第3条に掲げる事業（各種講座、講演会等の開催その他市民の生涯学習の機会の提供等）の実施に支障が生ずるおそれがある場合。なお、この場合、予め使用許可の対象から除外する場合があります その他管理上必要な指示に従わない者 その他、所管部局が管理上支障があると認める者
ホームページ	https://www.craftpark.net/
備考	